



令和8年度 豪州多文化主義政策交流プログラム 実施要領

1 目的

歴史的に移民の受入れを国策として推進し、人口の3割以上が海外生まれという多民族国家オーストラリアでは、多文化主義の思想が社会各層に浸透しています。行政、NPO、地域社会が一体となって多文化主義政策を展開するオーストラリアの事例は、在留外国人数が増加傾向にある日本においても参考になるところが多いと考えられます。

そこで、我が国の地方公共団体職員や地域の国際交流を推進する地域国際化協会職員等が、オーストラリアにおいて、関係者との意見交換や現場の視察等を通じて、オーストラリアの多文化主義政策に基づく行政や関係機関の取り組みを学び、日本における多文化共生に対応した地域づくりや、地域の国際化政策の企画立案等に役立てることを目的に本プログラムを実施します。

2 主催

一般財団法人自治体国際化協会（クレア）

3 期間

令和8年11月16日（月）から11月21日（土）までの6日間

4 場所

メルボルン都市圏

5 内容

オーストラリアの多文化主義政策の概要に関する講義や、移民等との共生に係る取り組みを実践している行政機関や現場等を訪問し、オーストラリアにおける多文化主義政策に基づく取り組みに関する認識を深めます。また、各参加者の所属する団体における多文化共生のまちづくりの企画立案や施策展開に生かすべく、本プログラムへの参加を通じて得た知見も活用しながら、参加者同士で意見交換を行います。

6 視察先（予定）

今年度は、教育、コミュニティ支援、福祉・医療、雇用・就労支援、防災、情報伝達等をテーマに、関係機関の取組を学ぶ予定です。また、プログラムの冒頭では州政府を訪問し、ビクトリア州における多文化主義政策の全体像について理解を深める予定です。

【研修テーマ】

(1) 教育

テーマ：・多文化社会における教育政策の考え方

- ・公立学校における英語を母国語としない児童・生徒に対する英語学習支援
- ・成人移民に対する言語教育支援

視察先候補：州政府、公立学校等

(2) コミュニティ支援
<p>テーマ : ・ 移民や難民の文化的多様性に配慮したコミュニティ支援</p> <p>・ コミュニティ支援における州政府や基礎自治体、NPO間の連携</p> <p>視察先候補 : 州政府、基礎自治体等</p>
(3) 医療・福祉
<p>テーマ : ・ 言語や文化の違いによって医療サービスにつながりにくい住民への支援</p> <p>・ 文化的背景に配慮した医療サービスの考え方</p> <p>視察先候補 : 非営利組織等</p>
(4) 雇用・就労支援
<p>テーマ : ・ 多言語での就職相談・斡旋</p> <p>・ 英語を母国語としない者に対する技術能力育成支援</p> <p>視察先候補 : 就労支援機関・団体等</p>
(5) 防災
<p>テーマ : ・ 災害時の情報提供とその多言語化</p> <p>・ 英語を母国語としない者に対する防災教育</p> <p>視察先候補 : 州消防局等</p>
(6) 情報伝達
<p>テーマ : ・ 多文化コミュニティに情報を伝わる形で届けるための工夫</p> <p>・ 多言語での広報に必要な考え方</p> <p>視察先候補 : 民間企業等</p>

※ 上記は、訪問先の都合等により、変更になる場合があります。

7 対 象

- (1) 地方公共団体（都道府県及び市区町村）の職員
- (2) 地域国際化協会の職員
- (3) 地方公共団体や地域国際化協会の推薦を受けたNPO等民間団体・国際機関の職員等、又は市区町村国際交流協会の職員

※ 通訳者が同行するため、英語の能力は問いません。

※ (3) の場合、別添の【参考様式】推薦書を御提出ください。ただし、市区町村国際交流協会の職員については推薦書の提出は不要です。

8 応募するにあたり考慮すべき事項

- (1) 日本の一般旅券をお持ちの方は「オーストラリア ETA アプリ」を通してETA（電子渡航許可）を申請いただく必要があります。ETAの申請方法や最新情報は、オーストラリア連邦政府及び在日オーストラリア大使館のホームページで御確認ください。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/electronic-travel-authority-601?locale=ja&submit=cancel>

https://japan.embassy.gov.au/tkyojapanese/visa_main.html

9 募集人員

15 人程度（最少催行人数 5 人）

※応募者多数の場合、1 団体あたりの参加者数を制限することがあります。

10 費用

研修費：無料

ただし、次表の費用については、自己負担又は各自手配をお願いいたします。

自己負担費用 (及び各自手配)	①	プログラム参加に伴う旅費
	②	プログラム参加に伴う宿泊費
	③	ETA 等、入国に必要な書類の取得料
	④	空港使用料
	⑤	航空保険料
	⑥	食費

※集合・解散場所と各訪問先間の移動は借上げバスを利用予定のため、現時点では参加者の自己負担は発生しない見込みです。

《地域国際化協会職員の参加に係る経費の助成について》

- ・ 地域国際化協会からの参加者（個人での参加を除く）については、地域国際化協会連絡協議会から、①の内の航空賃及び②～⑤の費用について、実際に要した費用の 1/2 以内の額（1 円未満切り捨て）を助成します。
- ・ ただし、①については日本の国際空港とメルボルン国際空港（タラマリン空港）間の往復航空運賃（ただし、エコノミー料金）と航空券の手配に係る手数料等を助成対象経費とし、その 1/2 以内の額（1 円未満切り捨て）を助成します。
- ・ ②については原則として、研修期間中のオーストラリア国内の宿泊料金（原則、1 夜につき 26,000 円が上限）を助成対象経費の上限として、その 1/2 以内の額を助成します。
- ・ 航空券と宿泊施設の手配に当たっては、航空券と宿泊施設を別々に手配した場合と、パック商品（宿泊＋航空券）の場合を比較するなどして経費節減に努めてください。なお、パック商品の利用時は、その宿泊施設を単体で予約した場合に上記上限額を超えないことを確認してください。
- ・ フライトの都合上、前後泊する場合は事前に御相談ください。
- ・ ①に関して、メルボルン国際空港（タラマリン空港）から集合場所又は宿泊施設等間、宿泊施設から集合場所間の交通費は助成の対象外となりますので御留意ください。

11 申込方法

別紙 1「令和 8 年度 豪州多文化主義政策交流プログラム 参加申込書」に必要事項を記入のうえ、下記の申込先まで E-mail にてお申込みください。なお、「7 対象 (3)」に該当する方については、別添の【参考様式】推薦書も合わせて御提出ください。

【申込先】(一財)自治体国際化協会 東京本部 多文化共生部 多文化共生課 渡邊、宇津木
E-mail : tabunka@clair.or.jp

※ 申込期限：令和 8 年 8 月 31 日（月）必着

12 行程

別紙2「日程案」を参照してください。

集合・解散場所はメルボルン市内となります（詳細は追って連絡します）。

- ・11月16日（月）は9:30に集合予定
- ・11月17日（火）～11月20日（金）の間は原則として9:00に集合、18:00に解散予定
- ・11月21日（土）は13:00解散予定

※訪問先の都合等で変更となる可能性があります。

13 その他

- (1) 初日のオリエンテーションでは、自己紹介や関心テーマ、抱負等（3分程度）を発表していただきます。
- (2) プログラム中に学んだ内容について報告書にまとめていただきます。報告書における所属や名前の公表、研修中の写真撮影について予めご了承ください。
(参考：2025 報告書)
- (3) 報告書内の記載内容や研修中に撮影した写真は、本プログラムのチラシやクレアのパンフレット等に使用させていただく可能性があります。予めご了承ください。

14 問い合わせ先

(1) 研修内容に関するお問い合わせ
(一財)自治体国際化協会
シドニー事務所 田淵、秋山
TEL : +61-2-9241-5033
E-mail : tabuchi@jlgc.org.au
akiyama@jlgc.org.au

(2) 研修費用・申込に関するお問い合わせ
(一財)自治体国際化協会 東京本部
多文化共生部多文化共生課 渡邊、宇津木
TEL : 03-5213-1725
E-mail : tabunka@clair.or.jp